

◎新潟県告示第935号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和7年10月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 真野休猟区

(1) 区域

佐渡市上川茂地内で主要地方道佐渡縦貫線と主要地方道両津真野赤泊線とが交差する地点を起点とし、主要地方道両津真野赤泊線を西に進み、再び主要地方道佐渡縦貫線と分岐する地点を越えて更に北西に進む。静平地内で市道豊田109号線との分岐点を越えて北に進み、真野新町地内で西進して同主要地方道と国道350号と市道新町8号線との分岐点に至る。同所から市道新町8号線を西北西に進み、真野湾汀線に至る。汀線を北に進み、更に東に進んで市道豊田23号線に至り、同市道を横断して市道新町2号線との交点に至る。市道新町2号線を東南東に進み、国道350号と主要地方道両津真野赤泊線との分岐点に至り、同所から同主要地方道を北東に進む。竹田、宮川地内を過ぎ、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。同所から主要地方道佐渡縦貫線を南東に進み、更に南西に進んで、外山、上川茂集落を過ぎて主要地方道両津真野赤泊線との分岐点まで進み、起点と結ぶ内部一円から真野公園鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

4,200ヘクタール（内水面14ヘクタール）

(3) 存続期間

令和7年10月15日から令和10年10月14日まで